

## 重点的な取組、共通的な取組

令和2年度の調達改善計画								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)	
							目標達成予定期	
○		少額随意契約の更なる改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用対効果を考慮した上で、物品購入、印刷製本及び役務提供について、オープンカウンター方式による調達を積極的に実施する。</li> <li>・オープンカウンター方式による調達情報を政府電子調達(GEPS)等の活用を通じて広く周知するとともに調達結果を速やかに公表する。</li> <li>・オープンカウンター実施における問題点の分析・その結果を踏まえた改善に努める。</li> </ul>	平成28年度末にオープンカウンター方式による調達を導入し、平成29年度から本格導入したところ、一定の効果が表れたため。	A	H28	オープンカウンター方式による調達を令和元年度(31件)と同水準実施する。	R3年3月まで
○		調達改善に向けた審査・管理の充実 【一者応札の改善】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回の入札において一者応札となつた案件については、チェックリストを活用して調達内容・資格要件等の事前審査を行う。</li> <li>・契約監視委員会で審議された一者応札案件が、次回の入札においても一者応札となつた場合には、契約監視委員会で再度審査を行い、更なる改善策について検討する。</li> <li>・契約監視委員会で示された改善策を実施したことにより、一者応札が改善された場合には、そのケースを調達事務担当者研修等において紹介するなどしてノウハウの共有を図るとともに、改善策の実施による成果等について契約監視委員会に報告する。</li> <li>・入札説明書を取り寄せたが応札しなかつた者からのヒアリングを実施し、一者応札となつた原因の分析を行い、その結果を以降の入札に活用する。</li> <li>・一者応札となつた個別案件及びその要因について一覧表を作成する。</li> <li>・一者応札が改善された案件に新規に参加した業者から、入札参加理由等についてヒアリングを実施し、その結果を以降の入札に活用する。</li> </ul>		H29	A	契約監視委員会において審議された一者応札案件が、次回の入札においても一者応札となつた場合には、その全件について契約監視委員会で再度審査を行う。	R3年3月まで
					H30 R1			
					H25 H31			
					H29			
○		地方支分部局等における取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用対効果を考慮した上で、他省庁の地方支分部局との事務用品、コピー用紙、ガソリン等の共同調達を実施する。</li> <li>・他省庁の地方支分部局から、新たな品目等について共同調達の提案を受けた場合は、費用対効果を考慮した上で、共同調達の実施を検討する。</li> </ul>		B	H25	共同調達を実施していない品目について、費用対効果等を踏まえて、新たな実施を検討する。	R3年3月まで
○		電力調達、ガス調達の改善	該当なし					

## 他の取組

別紙2

具体的な取組内容	新規 継続 区分
<b>1 隨意契約の事前審査の実施等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>競争性のない随意契約のうち一定金額以上のものについては、原則として、引き続き、随意契約審査委員会において、契約の適否等について事前の審査を実施</li> <li>随意契約審査委員会の対象案件について、仕様書の見直しの検討、価格交渉の実施等により、適正な価格による調達を実施（チェックシートの活用）</li> <li>調達決裁等の段階で、競争性のない随意契約によらざるを得ない理由を明示し、会計室において、その理由についての審査を実施</li> </ul>	継続
<b>2 契約の事後検証の実施</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>少なくとも半期に1回、契約監視委員会において、調達の手続、契約の内容等について外部有識者による検証を実施</li> <li>契約監視委員会における指摘事項に基づく調達の改善</li> </ul>	継続
<b>3 汎用的な物品・役務における共同調達等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>費用削減効果が見込まれる品目について、法務省等との共同調達を引き続き実施</li> </ul>	継続
<b>4 国庫債務負担行為の活用</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報システム関係の調達を主として、全体費用の低下を図るため、国庫債務負担行為による複数年度契約を引き続き実施</li> </ul>	継続
<b>5 調達事務担当者に対する研修の実施</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>調達事務担当者の適正調達の意識向上を図るために研修を実施</li> <li>職員の調達改善の意識向上のため、調達改善の基本的な考え方をインターネットに掲示</li> </ul>	継続